

中小企業支援計画とは

中小企業支援計画の法律上の位置付け

「中小企業支援計画」とは、国が中小企業支援法第3条に基づき、毎年、中小企業政策審議会の意見を聴いて、「経営の診断又は助言、技術に関する助言を行う事業又はそのために必要な試験研究を行う事業、中小企業支援担当者を養成するなどの事業であって、国、都道府県等及び独立行政法人中小企業基盤整備機構が行うものについて、その実施に関して定める計画」をいい、都道府県知事等は同法第4条に基づき、国が定めた計画に基づいて当該都道府県等が行う中小企業支援事業の実施に関する計画を定め、これを経済産業大臣に届け出ることとされている。

